

奈良県介護予防・日常生活支援普及展開事業
 (県の自立支援・介護予防等の取組と効果等の分析)
 受託事業者選定に係る審査基準

審査対象事項

審査項目	審査基準	基本 点数①	評価 係数②	配点 ①×②
1 業務実施体制 (20点)	① 仕様書で定める業務内容を確実に実施できる組織体制が確保されているか	5点	1.0	5点
	② 担当者や責任者が、介護予防・日常生活支援総合事業及び生活支援体制整備事業、地域包括支援センターの運営にかかる業務の実績*等を有し、的確な認識や豊富な知識から効果的な分析が期待できるか ※介護予防・日常生活支援総合事業（一般介護予防事業を含む）及び生活支援体制整備事業、地域包括支援センターの運営にかかる分析（国又は地方公共団体から業務を受託し、適正に業務を完遂した実績等）	5点	2.0	10点
	③ 事業の実実施スケジュールは、適切で実現可能なものであるか	5点	1.0	5点
2 業務実施内容 (60点)	① 本事業の目的を理解し、仕様書で求められている業務内容について、効果が発揮されるようなアウトカム指標等を具体的に提案されているか	5点	2.0	10点
	② 本県の特性や、奈良県高齢者福祉計画・第9期介護保険事業支援計画・認知症施策推進計画の内容を踏まえ、今後の県の取組について方向性を具体的かつ効果的に提案されているか	5点	2.0	10点
	③ 仕様書5（1）にかかる分析の考え方及び手法は、具体的かつ効果的か、また、令和8年度以降に県が更新データを活用して、継続して分析できるものとなっているか	5点	2.0	10点
	④ 仕様書5（2）にかかる分析の考え方及び手法は、具体的かつ効果的か、また、令和8年度以降に県が更新データを活用して、継続して分析できるものとなっているか	5点	2.0	10点
	⑤ 仕様書5（3）にかかるヒアリング内容は、具体的かつ効果的か	5点	2.0	10点
	⑥ 仕様書5（4）に示す会議体は、実施内容が具体的かつ効果的なものとなっているか、また、効果的な参加者及びアドバイザーが選定されているか	5点	2.0	10点
3 個人情報保護等情報管理体制 (10点)	① 個人情報等の管理上の効果的な対策（運用上の仕組みやルール作り）について提案されているか	5点	2.0	10点
	② 個人情報等の保護に関する従業者への効果的な研修対策（計画）について提案されているか			

4 経費 (10点)	① 評価点数は、次の式により求める 評価点数 = 10点 × (最も安価な見積額 ÷ 当該提案者が提示する見積額) ※小数点以下切り捨て	10点	1.0	10点
合 計				100点

- ・採点方法は、上記項目ごとに合計100点満点で評価を実施する。
- ・提案が複数ある場合は、各委員の合計得点の総計が満点の6割以上の者のうち最も高い得点を獲得した者で、かつ、審査委員会の合議により認められた者を、最優秀提案者として選定する。
ただし、審査の結果、評価項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の5割未満の項目が一以上ある提案者は、受託事業者として特定しない。
- ・提案者が1者の場合、評価基準による得点が6割以上で、かつ審査委員の合議により認められたものについては、当該提案者を受託事業者として特定することとする。
ただし、評価項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の5割未満の項目が一以上ある場合は、受託事業者として特定しない。

項目別配点

審査 (評価)	配点
極めて高い (極めて良好)	5
高い (良好)	4
中位 (普通)	3
やや低い (やや不十分)	2
低い (不十分)	1